

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との 関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成 6 年 12 月)	○
	埼玉県環境基本計画(平成 24 年 7 月)	○
	埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)	○
	埼玉県国土利用計画(第四次)(平成 22 年 12 月)	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)(平成 27 年 5 月)	○
	埼玉県 5 か年計画(平成 24 年 6 月)	○
	埼玉県広域緑地計画(平成 24 年 7 月)	○
	埼玉県景観計画(平成 19 年 8 月)	○
	まちづくり埼玉プラン 都市計画の基本指針(平成 20 年 3 月)	○
坂戸市	第 6 次坂戸市総合振興計画 基本構想・前期基本計画(平成 24 年 3 月)	○
	坂戸市都市計画マスタープラン(平成 24 年度一部改訂)(平成 25 年 3 月)	○
	第 2 次坂戸市環境基本計画(平成 25 年 3 月)	○
	「坂戸市緑の基本計画(中間年次改訂版)」(平成 28 年 3 月)	○

表6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成6年12月)	<p>事業者は、事業活動に伴い生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 各立地企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、各立地企業に指導する。
埼玉県環境基本計画 (平成24年7月)	<p>21世紀半ばを展望した4つの長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり ・ 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり ・ 環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。 ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
埼玉県土地利用基本計画 (平成25年2月)	<p>計画地は「圏央道地域」に区分され、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。また、工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
埼玉県国土利用計画 (第四次) (平成22年12月)	<p>「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4つの基本方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、各立地企業に指導する。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成27年5月)	<p>2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を2005年比21%削減することを目標として、7つのナビゲーションが提示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型で活力ある産業社会づくり ・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・ 低炭素型ライフスタイルへの転換 ・ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・ 低炭素で潤いのある田園都市づくり ・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策) ・ 低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス(CO₂)への対策として、計画地内に緑地及び公園等を整備する。 ・ 各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県5か年計画 (平成24年6月)</p>	<p>平成24年度～28年度の5年間の計画期間として、埼玉県は3つの将来像の実現を目指すこととしている。</p> <p>【埼玉県の目指す3つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心を実感する埼玉 ・ チャンスあふれる埼玉 ・ 生活を楽しむ埼玉 <p>分野別施策として、県政を5つの分野に整理し、16の基本目標と57の施策により構成され、「環境を守り育てる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりと川を再生し自然と共存する ・ エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ ・ 環境負荷の少ない循環型社会を創造する <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用) ・ みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全) ・ 川の再生 ・ 生物多様性保全の推進 ・ 環境に配慮した産業社会の構築 ・ 低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ・ 再生可能エネルギー活用の推進 ・ 公害のない安全な地域環境の保全 ・ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>埼玉県広域緑地計画 (平成24年7月)</p>	<p>身近な緑に関する施策の方針として、3つの基本方針とそれぞれの展開方針を掲げている。</p> <p>【基本方針及び展開方針】</p> <p>①緑を守り、つくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な緑を守る ・ 新たな緑を作る <p>②緑の質を向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かい緑のネットワークを形成する ・ 緑を適切に管理する <p>③緑の担い手を拡大する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動等の充実を図り、県民運動としての緑の保全・再生を推進する ・ 市町村と連携・協調して緑の保全・再生を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
<p>埼玉県景観計画 (平成19年8月)</p>	<p>計画地の位置する坂戸市は、特定課題対応区域の圏央道沿線区域に区分されており、将来の景観像を目指すため、下記の事項が定められている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・ 歴史と伝統が語られる景観づくり ・ 身近な生活環境を良くする景観づくり ・ 県民が主体となった景観づくり ・ 地域間の交流を進める景観づくり <p>また、建築面積が200平方メートルを超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として規制・誘導等が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。 ・ 圧迫感を与えないため、高層建築物の設置は行わない。
<p>田園都市産業ゾーン基本方針(H25～28) (平成25年4月)</p>	<p>圏央道のインターチェンジから概ね5kmの範囲を田園都市産業ゾーンとして、埼玉の成長を支える産業基盤づくりを推進するため、基本方針を定めている。</p> <p>【県の取り組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の産業基盤づくりを支援する ・ 官民連携を進める ・ 田園環境と調和した産業基盤づくりを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。 ・ 圧迫感を与えないため、高層建築物の設置は行わない。

表6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
第6次坂戸市総合振興計画 基本構想・前期基本計画 (平成24年3月)	<p>計画地は、土地利用構想において、商業系、工業・流通系の開発推進地区に位置付けている。</p> <p>また、首都圏中央連絡自動車道坂戸インターチェンジ周辺地域については、自然環境との共存に配慮しつつ、広域高速道路網の優位性をいかし、工業・流通など産業振興に資する土地利用を推進するとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
坂戸市都市計画マスタープラン(平成24年度一部改訂) (平成25年3月)	<p>【将来像】 夢を育むホッとするまち坂戸</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暮らしやすいまち ・ 自然と共生するまち ・ 生き活きとしたまち <p>○土地利用方針</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然と共生し、地域の特性に応じた計画的な活力あるまちづくりを進める <p>また、圏央道坂戸IC周辺地域については、開発推進地区として、自然環境との共存に配慮しつつ、広域高速道路網の優位性をいかし、工業・流通など産業振興に資する土地利用を推進するとしている。</p> <p>○水と緑のまちづくり方針</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとの自然を育み、緑豊かでうるおいある環境にやさしいまちづくりを進める <p>○景観まちづくり方針</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとの風景を大切に育み、愛着と誇りもてる景観づくりを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。 ・ 圧迫感を与えないため、高層建築物の設置は行わない。
第2次坂戸市環境基本計画 (平成25年3月)	<p>【目指すべき環境像】 みんなでつくる水と緑の住みよい環境のまち さかど</p> <p>【基本目標】</p> <p>地球環境：地球にやさしい循環型社会のまち 自然環境：美しい緑にあふれ、清流が流れるまち 生活環境：健康で安心して暮らせるまち 快適環境：身近に緑が感じられる潤いのある快適なまち 参加・学習：一人一人が環境を学び、行動するまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
坂戸市緑の基本計画 (平成18年3月)	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑と花と清流のまち・さかど <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑と清流を守る ・ 緑と清流を創る ・ 緑と清流を育てる <p>【基本施策と施策の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心・快適な生活を支える緑の基盤を創る ・ 緑と花でうるおいと彩りあるまちなみをつくる ・ ふるさとの自然と緑の風景を大切に守り育てる ・ 郷土の誇りである清流を育み、水の文化を伝える ・ 市民・企業・行政など、みんなが力をあわせて緑を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表 6-3 に示すとおりである。

計画地は、「河川法」の河川保全区域、「都市計画法」の市街化調整区域、「農業振興地域の整備に関する法律」の農用地区域に指定されている。

表 6-3 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森	×	×	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	
		鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
土地利用 関連	市街化調整区域	○	○	埼玉県生活環境保全条例	
	農用地区域	○	○	都市計画法	
	地域森林計画対象民有林	×	×	農業振興地域の整備に関する法律	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	×	森林法	
		×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	坂戸市文化財保護条例	
		×	○	川島町文化財保護条例	
景観保全	×	×	東松山市文化財保護条例		
	×	×	鶴ヶ島市文化財保護条例		
	風致地区	×	×	都市計画法	
大規模基準適用区域	×	×	埼玉県景観条例		

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表 6-4 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	計画地周辺には、項目によって環境基準を上回る地域が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地に近接して住居が分布するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及びその周辺には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及びその周辺には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地周辺には水田、農業用水路が分布するが、計画地内は主に水田であり、良好な保水機能を有する地域ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地内は主に水田であり、大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地内は主に水田であり、重要な地形・地質等は存在しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及びその周辺には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及びその周辺には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及びその周辺には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及びその周辺には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地周辺には白鳥飛来地等が分布し、埼玉県の原風景や特色ある情景を呈する景観が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地周辺には寺社等が立地しているため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地周辺には白鳥飛来地等が分布しているが、計画地内は主に水田であり、すぐれた自然の風景地、人が自然とふれあう場は分布しない。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には越辺川等の水辺等が分布しているが、計画地内は主に水田であり、自然とふれあう場としての利用はない。	×
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地周辺に国、県、市、町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。	×

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

計画地は「第 6 次坂戸市総合振興計画」の土地利用構想において、工業・流通系の開発推進地区に位置付けており、首都圏中央連絡自動車道坂戸インターチェンジ周辺地域については、自然環境との共存に配慮しつつ、広域高速道路網の優位性をいかし、工業・流通など産業振興に資する土地利用を推進するとされている。

また、埼玉県は「田園都市産業ゾーン基本方針(H25～28)」において、首都圏中央連絡自動車道の周辺において、埼玉の成長を支える産業基盤づくりを推進するため、基本方針を定めており、本事業もこの施策に寄与するものである。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本事業の計画地は、「1. 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、「第 6 次坂戸市総合振興計画」及び「田園都市産業ゾーン基本方針(H25～28)」において、産業振興・基盤づくりを推進する地域に位置付けられていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

6.4.1 回避または低減措置の検討に係る関係法令等の整理

計画地及び周辺地域に係る自然環境の保全等を目的とした法令等は、「埼玉県立自然公園条例」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「河川法」、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「埼玉県文化財保護条例」、「坂戸市市文化財保護条例」、「川島町文化財保護条例」である。これらの法令等のうち、計画地の環境特性及び対象事業の特性から配慮すべきものとして、「河川法」があげられる。なお、「埼玉県立自然公園条例」、「坂戸市市文化財保護条例」及び「川島町文化財保護条例」に関しては、計画地から離れた地域での指定等であり、本事業との関連はほとんどない。

6.4.2 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画地及び周辺地域は坂戸市の東側位置し、周辺地域には越辺川が隣接し、水田が分布する地域である。また、越辺川の水辺や樹林は、当地域の特徴である田園風景を形成するだけでなく、動植物の生息・生育環境となっている。

以上のことから、本事業における立地回避以外の回避または低減措置は、表 6-5 に示すとおりとした。

表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書作成までに 配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮して いく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項 及びその理由
環境の良好な状態の 保持を旨として留意さ れるべき配慮事項	特になし	計画地に近接して住居等が分布する ため、これら住居地域への影響の回 避または低減に努める。 なお、一部の項目で環境基準を上回 る地域が存在するが、計画地から離 れた地点であるため、今後の現地調 査の状況に応じて、影響の回避また は低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及 び自然環境の体系的 保全を旨として留意さ れるべき配慮事項	計画地内における公園や調 整池等の緑地や水辺の整備	貴重とされている種の生息・生育環 境への影響の回避、低減または代償 に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤 立化の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふ れあいの確保及び快適 な生活環境の保全を 旨として留意されるべき 配慮事項	計画地内における公園や調 整池等の緑地や水辺の整備	計画地の植栽や建築物の色彩等の 周辺景観との調和に努める。	特になし